

松子連会則

松阪市子ども会連合会会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、松阪市子ども会連合会（略称：松子連）と称する。

第 2 条 事務局を松阪市教育委員会いきがい学習課に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は市内の子ども会の充実発展、並びに育成指導者の相互連絡調整を図り、子ども会を健全に育てることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども会相互の情報交換及び連絡
- (2) 研修会、講習会の開催
- (3) リーダーの養成
- (4) 組織を広める運動
- (5) 他団体及び関係諸機関との連絡協調
- (6) その他

(組 織)

第 5 条 本会は、松阪市内の子ども会に参加する小学生並びに保護者、及び学識或いは経験ある者をもって構成する。

2 前項のほかに、松阪市内在住で本会事業に参加を希望する者は会員として加入することができる。

第 6 条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会（通常、臨時）
- (2) 幹事会

(総 会)

第 7 条 総会は、役員及び単位子ども会代表をもって構成し、本会の最高決議機関である。総会は通常総会及び臨時総会とする。通常総会は年 1 回開催し、臨時総会は必要に応じいつでも開催できる。

第 8 条 総会は、出席者数の過半数の賛成を得て、次のことを審議決定する。

- (1) 役員の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 役員報酬
- (4) 会則の変更
- (5) その他重要審議事項

(3) 予算の審議、決算の承認

(役員)

第 9 条 本会の役員と定数は、次のとおりとする。

会長 1 名、副会長 3 名以内、書記 2 名以内、会計 2 名
幹事若干名、監査員 2 名

校区長は各校区で必要に応じて置くことができる。

第 10 条 個人の意思により随時に本会役員として入会できる。途中加入幹事については、翌年の総会で承認を得る。役職については、幹事の中から互選する。監査員は、幹事会で選考・決定する。

第 11 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

途中加入した役員任期は、他の役員残任期間と同じとする。

校区長については、単年での交代もできる。

第 12 条 会長は、本会を代表し、会の運営を統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代理を務める。書記は、庶務をつかさどり、会計は、会の経理をつかさどる。監査員は、会計を監査し、総会に報告する。

第 13 条 この会には名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。名誉会長、顧問、相談役は幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会計)

第 14 条 本会の経費は、会費、補助金などをもって運営する。

2 会費については、別途会費規則により定める。

第 15 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(附 則) 本会の会則は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則) この会則は、平成 7 年 4 月 2 日より施行する。

(附 則) この会則は、平成 12 年 3 月 26 日より施行する。

(附 則) この会則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

(附 則) この会則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

表彰規定

第 1 条 本会の行う表彰は、次の 3 種とその軽重に従い記念品を併給することができる。

1. 表彰状
2. 賞状
3. 感謝状

前項の記念品はその都度、幹事会において定める。

第 2 条 本会の表彰は、翌年の総会の際に行う。

但し会長が必要と認めた時は幹事会の承認を経て、臨時にこれを行うことができる。

第 3 条 会員で本会事業の発展助成、又は業界の改善につとめ、その功労が特に顕著で他の会員の模範とするに足る者に対しては、表彰状を贈与する。

第 4 条 5 年以上にわたり、指導者として従事し、その間操行善良業務に精励し、他の模範と

認められる者に対し賞状を贈与する。

第 5 条 会員以外の者の表彰は第 3 条の規定を準用し感謝状を贈与する。

(附 則) 本規定のみ会員は子ども会会員を含む。

(附 則) この規定は、平成 12 年 3 月 26 日より施行する。

弔 慰 規 定

第 1 条 現職役員が死亡したとき、5 千円の香典をお供えする。
但し、特別の場合は幹事会にて決定する。
支給を受けた者は、返礼は一切しない。

(附 則) この規定は、平成 12 年 3 月 26 日より施行する。